

ブロック塀等の撤去にかかる補助金交付手順のフロー図

補助金交付申請書の提出

<補助金交付申請時に必要な書類>

- ・補助金交付申請書
- ・誓約書
- ・耐震診断の結果（国交省 点検チェックシート等）
- ・撤去するブロック塀等の現況写真(全景及び危険箇所)
- ・施工業者が発行した見積書
- ・ブロック塀等の所有者であると確認できる書類（課税明細書・固定資産課税台帳等）
- ・撤去するブロック塀等の位置を示す図面（位置図）

約3～4週間

補助金交付決定通知書の交付

工事着手

※交付決定前の工事着手は補助対象となりませんのでご注意ください。

完了実績報告書の提出

<完了実績報告時に必要な書類>

- ・完了実績報告書
 - ・撤去後のブロック塀等の全景写真
 - ・補助対象工事部分の施工業者との工事契約書等の写し
 - ・契約に係る工事経費の支払いに関する領収書等の写し
- ※工事完了後速やかに建築課窓口へ提出してください。

約1～2週間

補助金確定通知書の交付

補助金支払請求書の提出

※補助金確定通知書の交付時にお渡しした「補助金支払請求書」を速やかに建築課窓口へ提出してください。

約1ヶ月

補助金の支払い

※補助金支払請求書に記入された銀行振込口座に入金します。

◇補助対象となるブロック塀等

次のいずれにも該当する必要があります。

- ・コンクリートブロック・れんが・石等を積み上げて造った組積状の塀
- ・避難路及び避難地に面しているもので、高さが60cm以上のもの
- ・地震等で倒壊のおそれがあるもの（ひび割れや傾きがあるなど）

◇補助対象となる工事

補助対象となるブロック塀等の全部撤去または一部撤去

一部撤去の場合：

撤去する部分においては、道路から60cm以上の部分に、ブロック塀等が無い状態にしてください。

（工事内容の変更）

（工事の取り止め）

工事内容に変更が生じた場合

・変更承認申請書

工事を取りやめる場合

・中止（廃止）届

※変更が生じる場合は、事前に建築課までご相談ください。

平成31年度 補助金額

・補助対象工事費の2/3以内（上限10万円）

※撤去する塀の長さ1mにつき1万2千円の上限有

■：申請者の手続

■：市の手続

※補助金交付申請に必要な「固定資産課税台帳」・「位置図」は建築課窓口のある安土町総合支所で発行できます。（固定資産課税台帳はコピー代10円が必要です。）